

2-5：災害時における段ボール製品の供給に関する協定 (セツツカートン株式会社、Jパックス株式会社)

加古川市（以下「甲」という。）とセツツカートン株式会社（以下「乙」という。）及び、Jパックス株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における段ボール製品の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、加古川市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難生活の早期安定を図るため、避難所の設営等に必要な物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において物資の供給が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 乙及び丙が供給する物資の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）
- (2) 段ボール製シート
- (3) 暖段まじきり（段ボール製間仕切り）
- (4) その他乙及び丙の取扱商品

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙及び丙が行うものとする。

- 2 甲は引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。
- 3 乙及び丙はできる限り暖段はこベッドの組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。
- 4 乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 物資の費用及び物資の運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の経費は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙丙協議して決定するも

のとする。

(経費の支払)

第6条 経費は、乙及び丙が甲に請求するものとし、第4条第4項の引渡し後、支払いの時期を甲乙丙協議して決定し、甲は速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙並びに丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(情報の共有等)

第8条 甲及び乙並びに丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし甲及び乙並びに丙は、各相手方に対し文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、甲及び乙並びに丙は、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年7月17日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市長 岡田 康裕

乙 伊丹市東有岡五丁目33番地
セツツカートン株式会社
代表取締役 丹羽 俊雄

丙 大阪府八尾市太子堂二丁目5番38号
Jパックス株式会社
代表取締役 水谷 嘉浩